

## 「日野市公契約条例素案」 パブリックコメントの実施について

日野市では、公共サービスの質の向上、地域経済の活性化、市民の福祉向上を図るため、公契約条例の制定を目指しています。

公契約条例は、市が発注する一定金額以上の工事請負契約や業務委託契約等について、その業務に従事する労働者等の賃金の最低額を定めるとともに、それらを踏まえた適正な予定価格の積算を行うことにより、適正な労働条件や労働環境の確保を図るものです。

また、それらを通じて、労働者の働く意欲を高め、公共サービスの質の向上や地域経済の活性化、市民福祉の向上につなげていくものです。

市では、平成19年度に庁内組織として「公契約研究会」を設置して以来、格差是正の視点から公契約条例に関する研究を進め、市における条例制定の必要性について検討してまいりました。この間、価格要素だけではなく、技術的要素なども加味した業者選定方法である「総合評価方式」を導入し、加点評価項目のひとつとして労務単価を設定するなど、入札・契約制度の改革を進めてまいりましたが、一方で、総合評価方式では公契約条例の概念をカバーしきれない可能性が明らかになってきたことから、平成28年度に設置した庁内組織「入札・契約制度検討委員会」において公契約条例制定に向けた課題整理を行い、その報告を踏まえ、市として公契約条例の制定を目指すことになりました。

平成29年度に入り、事業者団体関係者と労働者団体関係者、学識経験者で構成する「公契約条例検討委員会」を設置し、条例の素案づくりを進めているところですが、この度、同委員会による条例素案がまとまりましたので、これを広く公開し、事業者関係者や労働者の皆様をはじめ多くの皆様からのご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

## 条例素案の項目説明、及び条文案

### 1. 目的

#### 【内容】

市が発注する業務に従事する方々の労働環境の確保や、事業者の経営環境の維持改善を図り、公共サービスの質の向上、地域経済の活性化、市民福祉の向上を条例制定の目的として定めます。

#### (目的)

##### 第1条

この条例は、市及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定め、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保及び事業者の経営環境の維持改善や、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 2. 定義

#### 【内容】

「公契約」など、この条例で使用する用語について定義します。

※条例の対象となる「労働者等」の範囲

- 受注者及び受注関係者に雇用される労働者  
(正社員、パートタイマー、アルバイト等雇用形態を問わず)
- 労働者派遣法に基づき、受注者等及び受注関係者へ派遣される派遣労働者
- 受注者及び受注関係者との請負契約により、自らが提供する労務の対価を得る者  
(いわゆる一人親方)

#### (定義)

##### 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年日野市条例第20号)第7条の規定により締結する協定をいう。
- (2)受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(3)受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)に基づき受注者又はアに規定する者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4)労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)

イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者

ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(5)賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

### 3. 市の責務

#### 【内 容】

条例の目的の達成のために市が行うべきことを定めます。

- 公契約に関する施策の策定、実施
- 市内事業者の積極的な競争参加を促す仕組みづくり
- 適正な積算による予定価格の設定や、適切な履行期間の設定
- 適正な労働条件の確保、労働環境整備の要請

#### (市の責務)

##### 第3条

市は、この条例の目的を達成するため、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は地域経済の活性化のため、市内事業者が積極的に競争に参加できる仕組み作りに努めなければならない。

3 市は適正な積算により予定価格を定めるとともに、契約の規模、履行の難易等を踏まえた適切な履行期間を設定しなければならない。

4 市は、公契約の発注に際し、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に留意するよう、契約の相手方となる者に対し要請しなければならない。

#### 4. 受注者の責務

##### 【内 容】

条例の目的の達成のために受注者が行うべきことを定めます。

- 社会的責任の自覚
- 労働関係法令等の遵守、市の施策への協力
- 労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備

##### (受注者の責務)

##### 第4条

受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

#### 5. 適用範囲

##### 【内 容】

条例の適用対象となる公契約を「対象契約」とし、その範囲については条例施行規則で定めます。

※条例制定当初は、「予定価格が1億円以上の工事請負契約」を対象契約としてスタートしますが、その後、対象契約の金額範囲を変更したり、業務委託契約等の他の契約種別への拡大を適宜図っていきます。

##### (適用範囲)

##### 第5条

この条例が適用される公契約(以下、「対象契約」という。)の範囲は、規則で定めるものとする。

#### 6. 労働報酬の下限額

##### 【内 容】

公契約に従事する労働者等に対し受注者等が支払う賃金の最低額を労働報酬下限額として定めます。労働報酬下限額は、条例制定後に設置する「日野市公契約審議会」の意見を聴いたうえで、市長が定め告示するものとします。

(労働報酬下限額)

第7条

市長は、最低賃金法に定める賃金のほか、公共工事設計労務単価、建築保全業務労務単価、市に勤務する臨時職員の賃金単価等を勘案して、対象契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第17条に規定する日野市公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

## 7. 条例が有効に機能するために定める事項

### 【内容】

条例の目的を達成するために必要なことについて定めます。

#### ●受注者が行うべきこと

- ・労働報酬下限額以上の賃金を支払う
- ・賃金支払報告書を作成し市へ提出
- ・労働報酬下限額について労働者等への周知を行う
- ・労働者等の申出行為を理由とした解雇などの不利益な取り扱いをしてはならない
- ・受注者及び受注関係者は、労働報酬下限額以上の支払いにおいて連帯責任を負う

(労働者等の賃金等)

第6条

対象契約の受注者及び受注関係者は、当該労働者等(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に規定する者を除く。)に対し、市長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならない。

(台帳の作成及び報告)

第8条

受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等を支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳を作成し、作業所等に備え、その記載事項について、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(労働者等への周知)

第9条

受注者は、次に掲げる事項を対象契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 市長が定める労働報酬下限額

ウ 第 10 条の規定による申出をする場合の申出先

(不利益取扱いの禁止)

#### 第 11 条

受注者及び受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注者の連帯責任)

#### 第 12 条

受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

### ●労働者等の申出

労働者等は、労働報酬下限額以上の賃金が支払われない場合に、市や受注者等に対し、その旨を申し出ることができることを定めます。

(労働者等の申出)

#### 第 10 条

労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

### ●市が行えること

- ・労働者等からの申し出があった場合などの、受注者への報告要求や立入調査
- ・調査等により条例違反が確認された場合に、受注者等に是正措置を命じること

※受注者及び受注関係者は、速やかに必要な措置を講じ、所定の期日までに、市に報告することを定めます。

(報告及び立入調査)

#### 第 13 条

市長は、第 10 条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は市の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(是正措置等)

#### 第 14 条

市長は、前条の報告及び調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、市長は、当該措置について、市長が定める期日までに、報告を求めることができる。

### 8. 公契約の解除

#### 【内 容】

受注者等が、報告や調査を拒否したり、是正措置に関する命令に従わないなどの不誠実な対応をした場合に、市は当該公契約の解除を行うことができることを定めます。

なお、契約解除により市に損害が発生した場合、受注者は損害賠償しなければなりません。

(契約解除)

#### 第 15 条

市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象契約を解除することができる。

(1) 第 13 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第 1 項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の契約解除により市に損害が生じたときは、当該受注者はその損害を賠償しなければならない。

### 9. 公 表

#### 【内 容】

公契約の解除について、市が公表を行うことができることを定めます。

(公表)

#### 第 16 条

市長は、前条の規定により対象契約の解除をしたとき、又は対象契約の終了後に受注者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、その旨を公表することができる。

2 公表する事項及び方法は、規則で定める。

## 10. 公契約審議会

### 【内 容】

事業者と労働者に影響を与える労働報酬下限額の設定や、条例の運用上必要な事項を審議するための機関を設置します。審議会は、事業者団体関係者と労働者団体関係者、学識経験者などで構成する予定です。

#### (公契約審議会)

##### 第 17 条

公契約における労働環境の確保等に関し必要と認める事項について審議するため、市長の附属機関として日野市公契約審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に基づき審議する。

(1)この条例の運用及び施行状況や改正に関すること。

(2)労働報酬下限額

(3)前2号に掲げるもののほか、この条例に関し必要な事項

3 審議会は6人以内の委員で構成し、事業者団体関係者、労働者団体関係者及び学識経験者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 11. 条例施行規則への委任

### 【内 容】

条例の施行に関する必要な事項については、条例施行規則で別に定めます。

#### (委任)

##### 第 18 条

この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。



## 資 料

### 日野市公契約条例制定までのスケジュール

- 平成29年7月           日野市公契約条例検討委員会設置
- ～ 現在           検討委員会（4回開催済）
- 平成29年10月       公契約条例講演会開催
- 平成29年12月1日～12月10日   パブリックコメント実施
  
- 平成29年12月       第5回検討委員会開催
- 平成30年 3月       市議会定例会に条例案提出
- 平成30年 4月       条例制定
- 平成30年10月       条例施行

※下線部分は、今後の予定です。

日野市公契約条例検討委員会は、以下の委員により構成しています。

学 識 経 験 者       2名

事業者団体関係者   2名

労働者団体関係者   2名